

2. 要 約 等

○ごみ減量・リサイクル推進事業庁内検討委員会設置要領

(設置)

第1条 本市におけるごみ減量・リサイクル推進方策を調査・研究するため、ごみ減量・リサイクル推進事業庁内検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 検討委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を調査・研究する。

- (1) ごみの減量化に関すること。
- (2) ごみの再資源化及び再利用に関すること。
- (3) その他ごみに関し必要な事項

(組織等)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる職にある者を委員として組織する。

- 2 委員会に委員長1人を置き、環境部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、環境部ごみ減量推進課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- この要領は、平成3年8月3日から施行する。
この要領は、平成5年1月1日から施行する。
この要領は、平成5年7月1日から施行する。
この要領は、平成10年4月1日から施行する。
この要領は、平成13年11月21日から施行する。
この要領は、平成14年10月15日から施行する。
この要領は、平成15年12月8日から施行する。
この要領は、平成17年1月18日から施行する。
この要領は、平成18年4月1日から施行する。
この要領は、平成19年6月7日から施行する。
この要領は、平成20年4月1日から施行する。
この要領は、平成21年4月1日から施行する。
この要領は、平成21年7月1日から施行する。
この要領は、平成22年4月1日から施行する。
この要領は、平成25年10月1日から施行する。
この要領は、平成27年6月1日から施行する。
この要領は、平成28年4月1日から施行する。
この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

環境部長、環境部審議監、技監及び参事(専任に限る。)、環境部次長(専任に限る。)、職員厚生課長、契約監理課長、企画課長、情報政策課長、財政課長、管財課長、市民協働推進課長、保育・幼児教育課長、環境対策課長、ごみ減量推進課長、清掃施設課長、清掃業務課長、生産振興課長、道路維持課長、都市交通対策課長、公園緑地課長、下水道施設管理課長、教育委員会事務局学校施設課長、教育委員会事務局体育保健課長、教育委員会事務局社会教育課長、上下水道局浄水課長

○大分市生ごみ処理容器貸与要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生ごみ処理容器(以下「容器」という。)の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(容器の貸与要件等)

第2条 容器の貸与は、次に掲げる要件のすべてを満たす者(法人その他の団体を除く。)に対し、予算の範囲内で行うものとする。

- (1) 市内に居住している者であること。
- (2) 容器により処理したものを自家処理すること、又は環境衛生上支障がないように処理することができる者であること。
- 2 容器の貸与は、無償とする。
- 3 容器は、コンポスト容器又はボカシ容器の2種類とし、1世帯につきコンポスト容器2個以内又はボカシ容器2個を貸与する。

(附属物品の支給)

第3条 市長は、容器の貸与に当たり、容器を適正に使用し、及び維持管理するために必要な物品(以下「附属物品」という。)を併せて支給するものとする。

2 支給する附属物品の種類及び支給の方法については、別表に定めるとおりとする。

(容器の申請等)

第4条 容器の貸与を申請しようとする者は、生ごみ処理容器貸与申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請を行うことができる者は、当該年度において、次の各号のいずれにも該当しない者とする。
 - (1) 大分市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱(平成13年4月1日施行)による補助金の交付の申請を行った者(当該補助金の交付を受けないこととなった者及び当該補助金の交付を辞退した者を除く。)
 - (2) 大分市段ボールコンポストセット支給要綱(平成21年4月1日施行)によるセットの支給の申請(同要綱第4条第1項の規定による再申請を除く。)を行った者(当該支給を受けないこととなった者及び当該支給を辞退した者を除く。)
- 3 市長は、第1項の申請書を受理したときは、貸与の可否を決定し、その結果を申請書を提出した者に口頭又は書面により通知するものとする。
- 4 前項の書面による通知は、生ごみ処理容器貸与決定通知書(様式第2号)又は生ごみ処理容器貸与不決定通知書(様式第3号)によるものとする。

(容器の管理等)

第5条 容器の貸与を受けた者(以下「借受人」という。)は、貸与された容器を適正に維持管理しなければならない。

- 2 借受人が貸与された容器を破損し、又は亡失したときは、実費を弁償しなければならない。ただし、破損又は亡失が借受人の責めに帰すべき理由によらない場合は、この限りでない。
- 3 借受人は、容器を転貸し、又は貸与の目的以外に使用してはならない。

(容器の貸与期間)

第6条 容器の貸与期間は、貸与を受けた日の属する年度から5年度間とする。

(容器の返納)

第7条 借受人は、次の各号の一に該当するときは、速やかに貸与された容器を返納しなければならない。

- (1) 借受人の居住世帯の全員が転出するとき。
- (2) 第4条第3項に違反したとき。
- (3) その他市長が容器の貸与の必要がないと認めたとき。

(貸与台帳の整備)

第8条 市長は、容器の貸与の状況を明らかにするために、生ごみ処理容器貸与台帳(様式第4号)を作成し、整備しておかなければならぬ。

附 則

この要綱は、昭和63年11月29日から施行する。

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年8月26日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

○大分市生ごみ処理機器購入等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における一般家庭から排出される「生ごみ」の減量及びリサイクルの推進を図るため、生ごみ処理機器の購入及びディスポーザーの設置に対して交付する生ごみ処理機器購入等補助金(以下「補助金」という。)について、大分市補助金等交付規則(昭和49年大分市規則第56号)に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ処理機器 電動式生ごみ処理機又は非電動式生ごみ処理機をいう。
- (2) 電動式生ごみ処理機 電気を使用し、乾燥、発酵、分解等の方法により一般家庭から生じる生ごみを減量し、又は堆肥化する機器であって、市長が認めるものをいう。
- (3) 非電動式生ごみ処理機 電気を使用せず、発酵、分解等の方法により一般家庭から生じる生ごみを減量し、又は堆肥化する機器であって、市長が認めるものをいう。
- (4) ディスポーザー 一般家庭から生じる生ごみを粉碎した上で排水施設に排出する機器であって、市長が認めるものをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(法人その他団体を除く。)は、市内の販売店で生ごみ処理機器を購入し、又は市内の住居においてディスポーザーを設置した者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市内に居住していること。
 - (2) 生ごみ処理機器又はディスポーザー(以下「生ごみ処理機器等」という。)を適切かつ安全に使用及び管理できること。
 - (3) 生ごみ処理機器等により処理したものを適正に処理すること、又は環境衛生上支障がないように処理できること。
 - (4) 補助金を受けようとする年度から起算して、過去5年度間に補助金の交付を受けた者が同一の世帯にいないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、ディスポーザーの設置については、義務者(大分市公共下水道条例(昭和43年大分市条例第37号)第2条第9号に規定する義務者をいう。)であつて排水設備(同条例第2条第6号に規定する排水設備をいう。)を設置していないものは、補助の対象としない。

(補助対象経費等)

- 第4条** 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、生ごみ処理機器の購入にあっては当該購入に要する経費(工事費、配送料その他の生ごみ処理機器本体の購入に係る経費以外の経費を除く。)とし、ディスポーザーの設置にあっては当該設置に要する経費とする。
- 2 補助金の額は、生ごみ処理機器の購入にあっては補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(電動式生ごみ処理機にあっては30,000円、非電動式生ごみ処理機にあっては15,000円を限度とし、100円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てた額とする。)とし、ディスポーザーの設置にあっては補助対象経費の額(30,000円を限度とする。)とする。
- 3 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

- 第5条** 生ごみ処理機器の購入に係る補助金の交付を受けようとする者は、生ごみ処理機器購入等補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に生ごみ処理機器を購入したことを証する書類等を添えて、当該購入した日の属する年度内に市長に提出しなければならない。
- 2 ディスポーザーの設置に係る補助金の交付を受けようとする者は、当該設置をする前に、生ごみ処理機器購入等補助金交付申請書(様式第1号の2)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定による申請を行うことができる者は、当該年度において、次の各号のいずれにも該当しない者とする。
- (1) 大分市生ごみ処理容器貸与要綱(昭和63年11月29日施行)による生ごみ処理容器の貸与の申請を行った者(当該貸与を受けないこととなった者及び当該貸与を辞退した者を除く。)
 - (2) 大分市段ボールコンポストセット支給要綱(平成21年4月1日施行)によるセットの支給の申請(同要綱第4条第1項の規定による再申請を除く。)を行った者(当該支給を受けないこととなった者及び当該支給を辞退した者を除く。)

(交付の決定通知)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當であると認めたときは、補助金の交付を決定するとともにその額を確定し、生ごみ処理機器購入等補助金交付決定通知書兼額確定通知書

(様式第2号)により、当該申請を行った者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

2 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、生ごみ処理機器購入等補助金交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請を行った者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

(実績報告)

第7条 前条第2項の規定による通知を受けた者は、ディスポーザーの設置が完了した時は、完了した日から起算して1月を経過する日又は当該通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、生ごみ処理機器購入等補助事業実績報告書(様式第4号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、生ごみ処理機器購入等補助金額確定通知書(様式第5号)により、当該報告を行った者に通知するものとする。

(交付の請求)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付を請求しようとするときは、生ごみ処理機器購入等補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

- (1) 提出された書類に虚偽の記載、その他不正な行為があつたとき。
- (2) 生ごみ処理機器等を購入し、又は設置した日の属する年度から起算して5年度間が経過する前に第三者に譲渡したとき。
- (3) その他市長が不適当と認めたとき。

(調査又は指導)

第11条 市長は、生ごみ処理機器等の設置又は管理の状況について、調査又は指導を行うことができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際改正前の大分市電動式生ごみ処理機購入補助金交付要綱様式第1号、様式第2号及び様式第5号から様式第7号までの規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。ただし、第2条、第3条、第5条、第6条及び様式第3号の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際改正前の大分市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱様式第1号及び様式第5号の規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際改正前の大分市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱様式第1号の規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱は、この要綱の施行の日以後の生ごみ処理機器の購入に係る補助金について適用する。ただし、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際改正前の大分市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱様式第1号から様式第3号までの規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市生ごみ処理機器購入等補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の生ごみ処理機器の購入及びディスポーザーの設置に係る補助金について適用し、同日前の生ごみ処理機器の購入及びディスポーザーの設置に係る補助金については、なお従前の例による。

○大分市段ボールコンポストセット支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭から排出される生ごみの減量の推進及びリサイクルに関する市民の意識の高揚を図るために行う段ボールコンポストセット(段ボール、ピートモス、木屑くん炭及び底敷き段ボールから構成される生ごみを堆肥化するための用具一式をいう。以下「セット」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給要件)

第2条 セットの支給は、次に掲げる要件のすべてを満たす個人に対し、予算の範囲内で行うものとする。

- (1) 市内に居住している者であること。
- (2) セットにより処理したものを自家処理すること、又は環境衛生上支障がないように処理することができる者であること。
- (3) 同一世帯内にセットの支給を受けている者がいない者であること。

(支給方法等)

第3条 セットの支給は、次条第3項の規定による決定ごとに4セットを限度とし、2回目以降のセットの支給は、既に支給したセットの使用状況を確認後、その適正な使用が確認された場合に限り行うものとする。

- 2 2回目以降のセットの支給は、前回の支給を行った日後、おおむね3ヶ月を経過した場合に行うものである。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。
- 3 セットの支給に当たっては、セットのほかセットを適正に使用し、及び維持管理するために必要な物品(以下「附属物品」という。)を併せて支給することができる。
- 4 附属物品の内容、支給方法等については、別に定める。

(支給の申請及び決定)

第4条 セットの支給を申請しようとする者は、段ボールコンポストセット支給申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。再申請を行おうとする者についても同様とする。

- 2 前項の規定による申請(同項後段の規定による再申請を除く。)を行うことができる者は、当該年度において、各号いずれにも該当しない者とする。
 - (1) 大分市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱(平成13年4月1日施行)による補助金の交付の申請を行った者(当該補助金の交付を受けないこととなった者又は当該補助金の交付を辞退した者を除く。)
 - (2) 大分市生ごみ処理容器貸与要綱(昭和63年11月29日施行)による生ごみ処理容器の貸与の申請を行った者(当該貸与を受けないこととなった者又は当該貸与を辞退した者を除く。)
- 3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、セットの支給の交付を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。
- 4 市長は前項の規定による決定に際し、必要な条件を付することができます。

(セット等の管理等)

第5条 セット及び附属物品の支給を受けた者(以下「受給者」という。)は、支給されたセット及び附属物品を適正に維持管理しなければならない。

- 2 受給者は、セット及び附属物品を譲渡し、又は支給の目的以外に使用してはならない。

(調査又は指導)

第6条 市長は、セット及び附属物品の設置又は管理の状況について、調査及び指導を行うことができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
この要綱は、平成22年9月14日から施行する。
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

○大分市有価物集団回収事業報償金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの減量及びリサイクルの推進並びに有価物集団回収事業の普及を図るとともに、地域コミュニティの活性化に資するため交付する大分市有価物集団回収事業報償金(以下「報償金」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 有価物 家庭から排出される廃棄物のうち、紙類、布類、廃食用油、びん類、金属等で回収業者が回収する物をいう。

(2) 地域団体等 自治会、子ども会、婦人会、老人会、スポーツ少年団その他の団体であって、本市区域内において組織され、かつ、営利を目的としないもの並びに小学校、中学校等を単位として組織された生徒会、PTA等の団体をいう。

(3) 事業 地域団体等が、日常生活において排出される廃棄物の中から有価物を選別収集し、回収業者に引き渡す事業をいう。

(対象団体)

第3条 報償金の交付の対象となる地域団体等(以下「対象団体」という。)は、事業を実施する地域団体等とする。

(報償金)

第4条 報償金は、4月から翌年の3月までの実施に係る事業について交付するものとする。

2 前項の報償金の額は、対象団体が事業を実施した月数に3,000円を乗じて得た額に、次の表に掲げる額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額とする。

回収する有価物の種類	報償金の額
紙類・布類・缶類・びん類	回収量(びん類にあっては、市長が定める方法により回収本数を重量に換算して得た回収量)1キログラムにつき5円を乗じて得た額
廃食用油	回収量1リットルにつき10円を乗じて得た額

(登録)

第5条 報償金の交付を受けようとする対象団体は、有価物集団回収団体登録申請書(様式第1号)を市長に提出し、その登録を受けなければならない。

2 前項の規定により登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)が、登録を抹消しようとするときは、有価物集団回収団体登録抹消届(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

3 登録団体は、登録された事項に変更が生じたときは、有価物集団回収団体登録変更届(様式第3号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(実施報告)

第6条 登録団体は、事業を実施したときは、有価物集団回収事業実施報告書(様式第4号。以下「報告書」という。)に品目別数量買上金額証明書(様式第5号。以下「証明書」という。)を添えて市長に提出するものとする。ただし、有価物のうち紙類、布類、缶類、びん類及び廃食油(以下「紙類等」という。)の回収を行わない事業及び第8条に規定する他の登録団体と共同して行う事業で紙類等が回収できなかった登録団体の事業の実施にあっては、回収業者の発行した受領書、計算書その他の事業の実施を確認できる書類の写しをもって証明書に代えることができる。

2 登録団体は、報告書を、4月から7月までの実施に係る事業については7月末日までに、8月から11月までの実施に係る事業については11月末までに、12月から翌年の3月までの実施に係る事業については3月末日までに、市長に提出するものとする。

(報償金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により報告書の提出があったときは、その内容を確認の上登録団体に対し報償金を交付するものとする。

(事業の共同実施)

第8条 登録団体は、他の登録団体と共同して事業を行うことができる。

2 2以上の登録団体が共同して事業を行おうとするときは、あらかじめ、それぞれの登録団体が担当する収集区域の範囲、収集の方法及び収集した有価物の対価の分配方法を定め、市長に届け出るものとする。

3 共同して事業を行った登録団体に対しては、それぞれ第4条の規定により報償金を交付する。

4 前項の場合において、それぞれの登録団体が収集した紙類等の量が判別できないときは、収集した紙類等の総量をあらかじめ当該登録団体の間で定めた収集した紙類等の対価の分配方法により分配した量をもって、それぞれの登録団体の収集した紙類等の量みなす。この場合において、第6条第1項の規定中「品目別数量買上金額証明

書(様式第5号。以下「証明書」という。)とあるのは、「他の登録団体と共同で収集した紙類等の総量に係る品目別数量買上金額証明書(様式第5号。以下「証明書」という。)(他の登録団体が当該証明書を市長に提出する場合にあっては、その写し)及びあらかじめ当該登録団体の間で定めた収集した紙類等の対価の分配方法が確認できる書類」と読み替えるものとする。

(報償金の返還)

第9条 市長は、報償金の交付を受けた登録団体が次のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消し、既に交付した報償金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の登録申請によって登録を受けたとき。
- (2) 報告書の記載等に不正があつたとき。
- (3) その他市長が不適当と認める事実があつたとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際に改正前の大分市有価ゴミ集団回収事業報償金交付要綱(以下「改正前の要綱」という。)第5条第1項の規定により登録を受けている団体は、改正後の大分市有価物集団回収事業報償金交付要綱(以下「改正後の要綱」という。)第5条第1項の規定により登録を受けた団体とみなす。

3 この要綱の施行の日前に改正前の要綱第5条第1項の規定によりなされた登録の申請は、改正後の要綱第5条第1項の規定によりなされたものとみなす。

4 この要綱の施行の際改正前の要綱様式第1号から様式第3号までの規定による用紙で現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、平成 10 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 21 年 8 月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条第2項の規定は、この要綱の施行の日以後に実施した有価物集団回収事業に係る報償金について適用し、同日前に実施した有価物集団回収事業に係る報償金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 23 年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市有価物集団回収事業報償金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施した有価物集団回収事業に係る報償金について適用し、同日前に実施した有価物集団回収事業に係る報償金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市有価物集団回収事業報償金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施した有価物集団回収事業に係る報償金について適用し、同日前に実施した有価物集団回収事業に係る報償金については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際改正前の大分市有価物集団回収事業報償金交付要綱に規定する様式の用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

○エコショップ認定事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、4R(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)に積極的に取り組んでいる市内の小売店舗等をエコショップとして認定し、その活動を広く市民に推奨することにより、事業者及び市民の意識の高揚を図り、もって4Rを推進するとともに資源循環型社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業の名称)

第2条 この事業の名称は、エコショップ認定事業とする。

(認定の対象)

第3条 エコショップの認定(以下「認定」という。)は、別表に定める認定基準(以下「認定基準」という。)を満たしている市内の小売店舗等(大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成5年大分市条例第24号)第10条第1項の規定によるごみ減量推進事業所の指定を受けているものを除く。)を対象に行うものとする。

(エコショップの認定)

第4条 認定を受けようとする事業者は、エコショップ認定申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書の提出があったときは、認定基準に適合しているかどうか現地確認を行ったうえで、認定を行う。この場合において、現地確認については市長が認めた団体が行うものとする。

3 市長は、前項の規定により認定したときは、エコショップ認定証(様式第2号)及びエコショップ認定票(様式第3号)を交付し、市の広報媒体等を利用して市民に知らせるものとする。

4 第2項の規定による認定は、店舗ごとに行うものとする。

(変更の届出)

第5条 認定を受けた事業者(以下「エコショップ」という。)は、前条第1項の申請書に記載した事項に変更があったときは、速やかにエコショップ申請事項変更届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(認定証、認定票の使用)

第6条 エコショップは、市が交付するエコショップ認定証及びエコショップ認定票を利用し、広報を行うことができる。

(エコショップの責務)

第7条 エコショップは、4Rに常に留意し、これに係る取組を実施するよう努めなければならない。

2 エコショップは、2年に1度、市長が定める期日までにエコショップ活動報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第8条 市長は、エコショップがこの要綱の趣旨に違反し、又は認定基準に適合しなくなったと認める場合には、当該エコショップに係る認定を取り消すことができる。

2 前項の規定による認定の取消しを受けたエコショップは、エコショップ認定証及びエコショップ認定票を市長に返却しなければならない。

(認定の辞退)

第9条 エコショップは、認定の辞退をしようとするときは、エコショップ認定辞退届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(調査)

第10条 市長は、エコショップの4Rに係る取組の実施状況を確認するため、必要な調査を行うものとする。

(表彰)

第11条 市長は、その活動が特に顕著であるエコショップを表彰するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、認定等について必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成13年1月15日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前において、現に改正前のエコショップ認定事業実施要綱(以下「改正前の要綱」という。)第4条第2項の規定による認定を受けていた事業者は、施行日において改正後のエコショップ認定事業実施要綱(以下「改正後の要綱」という。)第4条第2項の規定による認定を受けたものとみなす。

3 改正後の要綱の規定にかかわらず、大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成5年大分市条例第24号)第10条第1項の規定によるごみ減量推進事業所の指定を受けている者に係る前項の規定による認定の有効期間は、施行日前に受けていた改正前の要綱第4条第2項の規定による認定の残期間とする。

別表(第3条関係)

必須要件
1. 店舗から排出されるごみの減量、分別の徹底
認定要件
リフューズに関すること
1. 簡易包装の推進
2.マイバッグ、マイボトル等の持参の推進
3. その他市長が適当と認める取組の実施
リデュースに関すること
4. 詰替え商品の販売の促進
5. 商品の修理
6. 量り売り、ばら売り等の推進
7. 食品ロス削減のための取組の実施
8. その他市長が適当と認める取組の実施
リユースに関すること
9. リユース容器の使用の促進
10. フリー・マーケット等の企画、場所の提供
11. リース、レンタル等の取扱い及び活用
12. その他市長が適当と認める取組の実施
リサイクルに関すること
13. 中古品の下取り、引取り等のサービスの実施
14. 店舗における資源物の回収
15. 再生品(エコマークの認定商品等)の販売及び活用
16. その他市長が適当と認める取組の実施

必須要件に加えて、認定要件のいずれかの取組を実施していること。

○大分市クリーン推進員設置要綱

(設置)

第1条 市民の清掃思想の高揚及び清掃事業の円滑な運営を図るため、大分市クリーン推進員(以下「推進員」という。)を置く。

(活動)

第2条 推進員の自治会における活動は次のとおりとする。

- (1) ごみの正しい出し方の啓発
- (2) 有価物(日常生活において排出される廃棄物「産業廃棄物を除く。」のうち、紙類、布類、びん類、金属等で回収業者が回収するものをいう。以下同じ。)の集団回収の促進及び回収団体の育成
- (3) 不法投棄の監視及び不法投棄に係る通報
- (4) 清掃活動等への協力及び推進
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(推進員の基準)

第3条 推進員は、自治会ごとに1名置くものとする。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(依頼)

第4条 市長は自治会長からの推薦に基づき、当該自治会の区域内に居住する者のうちから、ごみに係る問題に理解があり、かつ、積極的に第2条の活動を遂行する意欲のある者を推進員として依頼するものとする。

(依頼期間)

第5条 推進員の依頼の期間は、2年を1期間とする。

- 2 推進員に依頼するに当たっては、1期間ごとにこれを行ふものとする。
- 3 複数の期間につき推進員を依頼することは、これを防げない。
- 4 退任後新たに選任された推進員の依頼期間は、前任者の在任期間とする。

(推進員証の交付等)

第6条 市長は、推進員に対して、大分市クリーン推進員証を交付するとともに、腕章、表札その他市長が必要と認めるものを貸与する。

(依頼の終了)

第7条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、推進員の依頼を終了することができる。

- (1) 推進員がその活動を担当する自治会の外に転居したとき。
- (2) 推進員がやむを得ない理由により辞退を申し出、市長がそれを認めたとき。
- (3) その他市長が必要あると認めるとき。

(報償)

第8条 市長は、予算の範囲内において、推進員に報償金を支給するものとする。

2 報償金は毎年前期(4月から9月)終了後と、後期(10月から翌年3月)終了後の2回に分けて支給するものとする。

(補償)

第9条 市は、推進員がその活動中に受けた災害について、市の加入する保険で補填される範囲で補償するものとする。

(庶務)

第10条 推進員に関する事務は、環境部清掃業務課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、市長が定める。

附則1

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(大分市クリーン相談員設置要綱の廃止)

- 2 大分市クリーン相談員設置要綱(平成10年9月1日施行)は、廃止する。

附則2

(施行期日)

1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 旧佐賀関町・野津原町のクリーン推進員の依頼期間については、第 5 条の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日までとする。

附則 3

(施行期日)

1 この要綱は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附則 4

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

○大分市クリーン推進員校区連絡会議運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、クリーン推進員校区連絡会議(小学校区を単位として、当該小学校区内の自治会に大分市クリーン推進員設置要綱(平成12年4月1日施行)に基づき設置する大分市クリーン推進員で構成する団体をいう。以下「校区連絡会議」という。)の積極的な活動を支援するため交付する大分市クリーン推進員校区連絡会議運営費補助金(以下「補助金」という。)に関し、大分市補助金交付規則(昭和49年大分市規則第56号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費等)

第2条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、校区連絡会議の研修会及び意見交換会の開催に要する費用のうち、別表に掲げる費用とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の額とし、その上限は別表に掲げるとおりとする。
- 3 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、大分市クリーン推進員校区連絡会議運営費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 校区連絡会議活動計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請は、同一年度において1回に限り行うことができる。

(交付の決定)

第4条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を大分市クリーン推進員校区連絡会議運営費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

(実績報告)

第5条 前条の交付決定通知書を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の申請をした日の属する年度の末日までに大分市クリーン推進員校区連絡会議運営実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 校区連絡会議活動報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書の写し等
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第6条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、大分市クリーン推進員校区連絡会議運営費補助金交付確定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 前条の補助金交付確定通知書を受けた補助事業者は、大分市クリーン推進員校区連絡会議運営費補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(書類の整備)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類等を整備し、補助金の交付を受けた年度の満了後5年間保存しておかなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年 4 月1日から施行する。

この要綱は、平成27年 4 月 1日から施行する。

別表(第2条関係)

補助対象経費	補助限度額
消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、使用料	校区連絡会議を構成する大分市クリーン推進員の人数に1, 000円を乗じて得た額。

○「きれいにしょうえ おおいた推進事業」実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民等による美化活動等を支援することで環境美化に対する市民意識の高揚を図り、もって市民等と市が協働して日本一きれいなまちづくりを進めるために実施するきれいにしょうえおおいた推進事業(以下「事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録等)

第2条 事業に参加しようとする団体(以下「活動団体」という。)は、活動区域を定め、活動団体登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、登録を受けなければならない。

- (1) 活動団体の構成員の名簿
- (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當であると認めたときは活動団体の登録を決定し、活動団体登録通知書(様式第2号)により、当該活動団体に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。
- 3 前項の規定による登録を受けた活動団体(以下「登録団体」という。)は、当該登録を受けた事項に変更が生じたときは、登録事項変更届出書(様式第3号)を速やかに市長に提出しなければならない。
- 4 登録団体は、活動を継続することが困難となったときは、登録廃止届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(登録団体の活動等)

第3条 登録団体は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) たばこの吸い殻、空き缶等その他の散乱ごみの収集
- (2) 路上等喫煙、ポイ捨て及び不法投棄の監視パトロール
- (3) 不法投棄に関する情報の提供
- (4) 路上等喫煙、ポイ捨て及び不法投棄の防止に関する啓発活動
- 2 前項第1号に掲げる活動により収集した散乱ごみの処理については、登録団体が自ら本市の設置する処理施設に搬入し、又は市に回収を依頼するものとする。
- 3 第1項第2号に掲げる活動を行う登録団体は、その構成員として20歳以上の者を2人以上含み、かつ、全ての構成員が15歳以上でなければならない。

(市の役割)

第4条 市長は、登録団体の活動に対し、次に掲げる支援等を行うものとする。

- (1) 活動に必要な物品等の支給又は貸与
- (2) ボランティア活動保険等への加入
- (3) 収集した散乱ごみの処理
- (4) 情報の提供を受けた場合における処理又は施設管理者等への通知
- (5) 路上等喫煙、ポイ捨て及び不法投棄の防止に係る標示板の設置
- (6) その他市長が必要と認める支援等

(報告書の提出)

第5条 登録団体は、その活動の状況について、活動を実施した年度の翌年度の4月15日までに、活動報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第6条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録団体の登録を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は市長の指示に違反したとき。
- (2) 登録団体としてふさわしくないと認められる行為をしたとき。
- (3) その他登録団体として適當でないと市長が認めたとき。

(表彰)

第7条 市長は、その活動が特に優れていると認められる登録団体を表彰するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、この要綱による改正前の「きれいにしようえ おおいた推進事業」実施要綱第3条の規定により合意書を締結している団体は、施行日においてこの要綱第2条第2項の規定による登録を受けたものとみなす。
(大分市ポイ捨て等防止パトロール団体登録制度実施要綱の廃止)
- 3 大分市ポイ捨て等防止パトロール団体登録制度実施要綱(平成18年7月1日施行)は、廃止する。
(大分市不法投棄監視ネットワーク事業実施要綱の廃止)
- 4 大分市不法投棄監視ネットワーク事業実施要綱(平成21年1月5日施行)は、廃止する。
(大分市ポイ捨て等防止パトロール団体登録制度実施要綱及び大分市不法投棄監視ネットワーク事業実施要綱の廃止に伴う経過措置)
- 5 施行日の前日において、附則第3項の規定による廃止前の大分市ポイ捨て等防止パトロール団体登録制度実施要綱第4条第1項の規定による登録又は前項の規定による廃止前の大分市不法投棄監視ネットワーク事業実施要綱第4条第1項の規定による登録を受けている団体は、施行日においてこの要綱第2条第2項の規定による登録を受けたものとみなす。

○「きれいにしようえ おおいた推進事業」における物品の貸与及び支給に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「きれいにしようえ おおいた推進事業」実施要綱(平成29年 4月 1日施行。以下「要綱」という。)の規定に基づく「きれいにしようえ おおいた推進事業」(以下「事業」という。)の実施に際し、本市が要綱第4条第1項第1号の規定により、活動者に対する清掃用具等(以下「物品」という。)の貸与及び支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(物品)

第2条 貸与又は支給する物品は、別表第1に定めるものとする。

ただし、市長が特に必要と認めたときは、別表第1に定めるもの以外の物品を貸与又は支給するものとする。

(対象団体)

第3条 物品を貸与又は支給する対象団体は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1)要綱第2条第3項に規定する登録団体(以下「登録団体」という。)であること。
- (2)登録団体の事業が適切に行われていること。
- (3)物品を必要とする理由が明確であること。

(期間等)

第4条 物品の貸与又は支給は無償とし、物品の貸与期間は、貸与した日から当該日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

2 貸与又は支給した物品に劣化、破損等があった場合は、市がその内容を確認し、必要であると認めたときは、改めて貸与又は支給を行うものとする。

(申請)

第5条 物品の貸与又は支給を申請しようとする登録団体は、清掃用具貸与等申込書(別紙1)を市長に提出しなければならない。ただし、前条第2項の場合を除き、同一年度内に物品の貸与又は支給を受けていないこと。

(貸与の中止等)

第6条 市長は次の各号のいずれかに該当する登録団体に対し、物品の貸与を中止し、返還を求めることができる。

- (1)市長が物品の管理が適当でないと認めた登録団体
- (2)要綱第2条第4項の届出があった登録団体
- (3)第8条第1号又は第2号の規定に違反した登録団体

(譲渡)

第7条 物品の貸与を受けた登録団体のうち、当該物品を有効に活用していると認められる団体に対し、貸与期間経過後、当該登録団体に貸与している用具を譲渡するものとする。

(遵守事項等)

第8条 登録団体は、支給又は貸与を受けた物品について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)適切に管理、使用すること。
- (2)事業の活動以外の目的に使用しないこと。
- (3)第三者に譲渡又は貸与しないこと。
- (4)使用する必要がなくなった場合は市に返却すること。

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

	品 目	数量等
貸与物品	火ばさみ(トング)	活動人数分
	ベスト	活動人数分(20枚を上限とする。)
支給物品	軍手	活動人数1名につき2組
	帽子	活動人数分
	ボランティアごみ袋 透明袋	10L 20L 45L 必要とする数

○大分市事業系ごみ及び特定家庭用機器廃棄物に係る一般廃棄物 収集運搬業許可事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成5年大分市条例第24号。以下「条例」という。)及び大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則(平成6年大分市規則第13号。以下「規則」という。)に基づく一般廃棄物収集運搬業(事業系ごみ及び特定家庭用機器廃棄物(以下「事業系ごみ等」という。)に係るものに限る。以下同じ。)の許可申請等の事務取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「事業系ごみ」とは、一般廃棄物の事業の範囲として規則第15条第1項第3号に規定する事業系ごみであって、会社等の事業所(以下「事業所」という。)からその事業活動に伴って排出され、かつ、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 紙くず
- (2) 木くず
- (3) 繊維くず
- (4) 動植物性残さ
- (5) その他事業系一般廃棄物

2 この要綱において「特定家庭用機器廃棄物」とは、一般廃棄物の処理の区分として規則第15条第1項第4号に規定する特定家庭用機器廃棄物であって、家庭から排出されるものをいう。

(収集及び運搬の分類)

第3条 一般廃棄物収集運搬業において、収集及び運搬の分類を次のように定める。

- (1) 市内における収集運搬
- (2) 運搬(広域認定を受けた市町村の収集・運搬の許可を受けており、当該市町村で収集運搬した一般廃棄物のみを本市内へ搬入し、運搬する場合に限る。)

2 市長は、許可業者に対し、収集及び運搬の分類の変更があったときは、当該変更の日から10日以内に規則第19条第1項に規定する許可申請事項変更届を市長に提出するよう求めるものとする。

(許可の範囲)

第4条 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けなければならない者は、事業系ごみを事業所の委託を受け業として収集し、又は運搬しようとする者並びに特定家庭用機器廃棄物を、家庭及び特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル」という。)第5条の規定する小売業者の委託を受け、業として収集し、又は運搬しようとする者(産業廃棄物の収集運搬業の許可(金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず並びに廃プラスチック類のいずれも産業廃棄物の種類に含むものに限る。)を受けている者を除く。)とする。

2 一般廃棄物収集運搬業の許可の区域は、本市全域とする。

(許可の基準)

第5条 一般廃棄物収集運搬業の許可をする場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第5項の規定に適合していること。
- (2) 申請者が本市に住所又は事業所を有すること。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- (3) 申請者が一般廃棄物収集運搬業の用に供しようとする車両(以下「収集運搬車両」という。)が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 厨芥類等の悪臭及び汚水を伴う事業系ごみの収集運搬車両にあっては、有蓋の機械式のものであること。ただし、汚水が流出しないよう十分な装備を有していると市長が認める場合は、この限りでない。

イ 無蓋の収集運搬車両にあっては、事業系ごみ等及び当該事業系ごみ等に起因する危険物の飛散を防止するため、十分な大きさのシート、ロープその他所用付属品を常備していること。

ウ 収集運搬車両の後部及び両側に業者名を判読できるよう、表示していること。ただし、構造上の理由等により表示することが困難な場合は、この限りでない。

エ 特定家庭用機器廃棄物の収集運搬車両にあっては、当該収集運搬した特定家庭用機器廃棄物の再商品化等(家電リサイクル法第2条第3項に規定する再商品化等をいう。)を阻害する装備を有していないこと。

(4) 申請者が自ら収集運搬車両を所有していること。ただし、次のいずれかに掲げる場合は、自ら所有しているものとみなす。

ア 申請者が収集運搬車両を割賦購入している場合(自動車検査証の使用者が申請者名となっている場合に限る。)

イ 申請者が収集運搬車両の所有者との間で、許可期間中使用できる旨の契約を締結し、当該収集運搬車両を占有している場合

(5) 全ての収集運搬車両の保管場所を有していること。

(6) 洗車場は、汚水の流出及び悪臭等の発散を防止するよう十分配慮し、近隣住民に不快の感を与えないよう留意していること。

(許可の申請)

第6条 一般廃棄物収集運搬業の許可又は許可の更新を受けようとする者は、規則第11条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業許可(更新)申請書及び同項第1号から第10号までに規定する添付書類のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 申請者が積替保管施設を有する場合 積替保管施設に関する調書(様式第1号)
- (2) 申請者が前条第4号イに該当する場合 車両使用承諾書(様式第2号)
- (3) 申請者が洗車場を所有していない場合 洗車場使用承諾書(様式第3号)
- (4) 申請者(個人に限る。)が屋号を使用する場合 屋号併記願い書(様式第4号)

(審査及び検査)

第7条 市長は、規則第11条第1項に規定する許可の申請があつた場合は、書類審査のほか、次に掲げる事項について実地に検査するものとする。ただし、一般廃棄物収集運搬業の許可の更新に当たっては、その全部又は一部を省略することができる。

- (1) 収集運搬車両の保管場所の状況に関すること。
- (2) 洗車場の状況に関すること。
- (3) 積替保管施設の状況に関すること(積替保管施設を有している場合に限る。)。
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 規則第14条第2号ただし書きに規定する市長が特に必要と認めるときは、第3条第1項第2号に規定する運搬の許可若しくは許可の更新又は変更の許可のみを申請するときとする。

(収集及び運搬の基準)

第8条 許可業者は、事業系ごみ等の収集及び運搬に当たっては、次に掲げる基準によらなければならぬ。

- (1) 許可車両以外での収集及び運搬を行わないこと。
- (2) 事業系ごみ等及び当該事業系ごみ等に起因する危険物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- (3) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動等によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (4) 搬送中は、有蓋車にあってはスライドカバーを閉め、無蓋車にあってはシートを必ず掛けること。

(積替えの基準)

第9条 許可業者は、事業系ごみ等の積替えに当たっては、次に掲げる基準によらなければならぬ。

- (1) 積替保管施設以外では、積替えを行わないこと。
- (2) 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、事業系ごみ等の積替えの場所であるとの表示がされている場所で行うこと。
- (3) 積替えの場所から事業系ごみ等及び当該事業系ごみ等に起因する危険物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
- (4) 積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (5) あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
- (6) 搬入された事業系ごみ等の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。
- (7) 搬入された事業系ごみ等の性状に変化が生じないうちに搬出すること。
- (8) 他市町村で発生した事業系ごみ等を本市の廃棄物と混合しないこと。
- (9) 積替えは、産業廃棄物と区分し、第2条第1項に定める事業系ごみ等の種類ごとに積替えを行うこと。

2 市長は、許可業者に対し、積替え保管施設において積替えを行う事業系ごみの種類に変更があったときは、当該変更の日から10日以内に規則第19条第1項に規定する許可申請事項変更届を市長に提出するよう求めるものとする。

(搬入の基準)

第10条 許可業者は、事業系ごみの本市の処理施設への搬入に当たっては、次に掲げる基準によらなければならぬ。

- (1) 許可車両以外で搬入しないこと。
- (2) 他市町村で発生した廃棄物を許可なく搬入しないこと。
- (3) 適正な分別がなされたものを搬入すること。
- (4) その他処理施設に支障を来すものを搬入しないこと。
- (5) 処理施設内では、清掃指導員(条例第31条に規定する清掃指導員をいう。)の指示に従うこと。

2 許可業者は、特定家庭用機器廃棄物を指定引取場所(家電リサイクル法第17条に規定する指定引取場所をいう。)において製造業者等(家電リサイクル法第4条に規定する製造業者等をいう。)に引き渡さなければならず、本市の処理施設に搬入してはならない。

(シールの交付)

第11条 許可車両には、車両ごとに許可車両であることを表示したシールを交付する。

2 許可業者は、前項のシールを許可車両の市の指定する箇所に貼付しなければならない。

(変更の届出)

第12条 市長は、許可業者に対し、事業系ごみの種類の変更があったときは、当該変更の日から10日以内に規則第19条第1項に規定する許可申請事項変更届を市長に提出するよう求めるものとする。

(許可証の書換え)

第13条 許可業者は、許可証に記載されている事項(以下「記載事項」という。)に変更が生じたときは、許可証の書換えをすることができる。

2 前項の申請を行った者は、記載事項を変更した許可証の交付を受ける際従前の許可証を返還しなければならない。

(実績報告)

第14条 許可業者は、毎年2月末日までに前年の業務の実績を一般廃棄物(事業系ごみ・特定家庭用機器廃棄物)収集運搬実績報告書(様式第5号)により市長に報告するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成6年12月1日から施行する。

2 この要綱は、平成7年4月1日以後の一般廃棄物収集運搬業の許可又は許可の更新について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市事業系ごみ及び特定家庭用機器廃棄物に係る一般廃棄物収集運搬業許可事務取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の事業系ごみ及び特定家庭用廃棄物に係る一般廃棄物の収集運搬業の許可または許可の更新について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前にされた一般廃棄物収集運搬業の許可又は許可の更新の申請であって、この要綱の施行の際、許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際改正前の大分市事業系ごみ及び特定家庭用機器廃棄物に係る一般廃棄物収集運搬業許可事務取扱要綱第1号から第4号までの規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

○大分市事業系一般廃棄物再製品化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の事業者が大学等の研究機関と連携して行う事業系一般廃棄物の再製品化に関する研究開発を促進することにより、効率的かつ経済的なリサイクルシステムを構築し、資源循環型社会の形成を促進するとともに、事業系一般廃棄物の減量化及び再資源化を推進することを目的とする大分市事業系一般廃棄物再製品化支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に關し、大分市補助金等交付規則(昭和49年大分市規則第56号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「事業系一般廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第2項に規定する一般廃棄物のうち事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。

2 この要綱において「事業者」とは、市内で事業を行い、又は行おうとする者をいう。

3 この要綱において「大学等の研究機関」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(附属研究機関を含む。)及び高等専門学校、地方公共団体が設置する研究機関並びに独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人のうち研究機関であるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次条に規定する補助対象事業を行い、又は行おうとする事業者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからヘに該当しないこと。
- (2) 市内に事業所又は事務所を有している者であること。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次のいずれにも該当する事業のうち、市長が公益性が高いと認めるものとする。

- (1) 大学等の研究機関と連携して行うものであること。
 - (2) 事業系一般廃棄物の再製品化に関する研究事業であること。
 - (3) 原料となる事業系一般廃棄物は、市内から排出される事業系一般廃棄物を使用し、その性状の安定性及び供給量が確保されることが確実であること。
 - (4) 第7条の規定による申請を行おうとする日の属する年度の末日までに完了する事業であって、当該年度の翌年度までに再製品化が見込まれるものであること。
 - (5) 事業の実施に際し法令上の許可等が必要となる場合は、その許可等が取得されていること、又は取得されることが確実であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。
- (1) 既に研究開発が完了しているとき。
 - (2) 完成している製品の改良に過ぎないとき。
 - (3) 事業費の大部分が設備、機器等の導入経費であるとき。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち次の各号に定める経費のほか、市長が必要かつ適當と認める経費とする。

- (1) 旅費
- (2) 謝礼金
- (3) 消耗品費
- (4) 賃借料
- (5) 委託料
- (6) 備品購入費

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、補助対象事業について寄附金その他の収入がある場合で、その額が補助対象経費の総額の2分の1を超えるときは、補助対象経費の総額から当該寄附金その他の収入の額を控除した額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大分市事業系一般廃棄物再製品化支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)

- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

- 第8条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、大分市事業系一般廃棄物再製品化支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による交付決定を行おうとするときは、あらかじめ、大分市清掃事業審議会条例(平成11年大分市条例第7号)第1条に規定する審議会の意見を聴くものとする。

(補助事業の変更等)

- 第9条** 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容等を変更しようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、大分市事業系一般廃棄物再製品化支援事業(変更・中止)申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の場合において、市長は、補助対象経費の増額変更に伴う補助金の額の増額変更は行わないものとする。

(実績報告)

- 第10条** 補助事業者は、補助事業完了の日から起算して15日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに大分市事業系一般廃棄物再製品化支援事業実績報告書(様式第6号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第11条** 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大分市事業系一般廃棄物再製品化支援事業補助金交付確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

- 第12条** 補助事業者は、前条の規定による確定通知を受けたときは、大分市事業系一般廃棄物再製品化支援事業補助金交付請求書(様式第8号)により補助金の交付を請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第13条** 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金を交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) その他市長が不適当と認めたとき。

(廃棄物の発生抑制等の促進)

- 第14条** 補助事業者は、補助事業の完了後も廃棄物の発生抑制等の促進に努めなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業年度の終了後3年間は、毎年度末までに当該補助事業に係る経過報告書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による報告に応じて現地調査をすることができる。

(財産の管理及び処分)

- 第15条** 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産」という。)について、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。
- 2 取得財産のうち取得価格又は効用增加価格が50万円以上の財産は、市長の承認を受けないで、処分し、又は補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保の用に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている財産については、定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合は、この限りでない。
- 3 市長は、前項の承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(産業財産権に関する報告)

- 第16条** 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権、著作権その他の権利(以下「産業財産権」という。)を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願し、若しくは取得し

た場合又は産業財産権を譲渡し、若しくは産業財産権の実施権を設定した場合には、直ちに市長に報告しなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月25日から施行する。

○大分市ごみ拾いパートナー登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共の場所においてボランティアによる清掃(土地の管理者又は所有者が行う清掃を除く。)を行う者(以下「ごみ拾いパートナー」という。)の登録及び当該清掃を行った際に収集したごみを排出するために使用するボランティア専用袋の交付に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他の公共の用に供する場所(屋内その他市長が別に定める場所を除く。)をいう。
- (2) ボランティア専用袋 公共の場所においてボランティアによる清掃を行った際に収集したごみを排出するため、市長が交付する袋をいう。
- (3) ごみ拾いパートナーカード ボランティアによる清掃を行う個人又は団体が第4条第1項の登録を受けていることを証明するカードをいう。
- (4) 登録番号 ごみ拾いパートナーカードに記載する個人または団体を識別する番号をいう。

(登録申請)

第3条 ごみ拾いパートナーの登録を受けようとする個人又は団体(以下「申請者」という。)は、大分市ごみ拾いパートナー登録申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(登録等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、ごみ拾いパートナーの登録を行うものとする。

2 市長は、前項の規定によりごみ拾いパートナーの登録をしたときは、当該登録を受けた申請者に対しごみ拾いパートナーカード(様式第2号)を交付するものとする。

(変更届出等)

第5条 前条の登録を受けた者(以下「登録者」という。)は、同条の規定により申請した内容を変更したときは、大分市ごみ拾いパートナー登録事項変更届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 登録者は、その活動を継続することが困難になったときは、大分市ごみ拾いパートナー登録辞退届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(ボランティア専用袋の交付)

第6条 登録者は、市長が別に定める交付場所において、ごみ拾いパートナーカードを提示することにより、ボランティア専用袋の交付を受けることができる。

2 交付するボランティア専用袋の種類、枚数等は別表に定めるとおりとする。

(活動の報告)

第7条 前条の規定によりボランティア専用袋の交付を受けた者は、次回のボランティア専用袋の交付を受ける際に、活動の報告を行うものとする。

(排出の方法)

第8条 ボランティア専用袋によるごみの排出は、次の各号に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 市長が別に定める分別の方法により分別すること。
- (2) ボランティア専用袋に登録番号を明記すること。
- (3) ごみステーションを利用する場合にあっては、ごみの種類に応じ市長が別に指定する日にそれぞれ排出すること。

(遵守事項)

第9条 登録者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ボランティア専用袋を市内でのボランティアによる清掃以外に使用しないこと。
- (2) ボランティア専用袋を第三者に譲渡しないこと。
- (3) 交付したボランティア専用袋が不要になったときは、市に返却すること。

(登録の取消し)

第10条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 前条に規定する遵守事項に違反したとき。
- (2) 登録者としてふさわしくないと認められる行為があつたとき。
- (3) その他登録者として適当でないと市長が認めるとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ごみ拾いパートナーの登録等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 4日から施行する。

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

別表(第6条関係)

ボランティア袋の種類	交付の枚数	備 考
大袋(容量が45リットル相当のもの)、小袋(容量が20リットル相当のもの)及び特小袋(容量が10リットル相当のもの)	1人 1月につき 10枚	(1) 登録者が団体である場合にあっては、左欄の枚数に団体の構成員数を乗じて得た枚数(1月につき100枚を限度とする。)を交付する。 (2) 1回の交付につき、交付を受ける月以降6月分に相当する枚数の交付を受けることができる。 (3) 登録者の活動の状況を勘案し、市長が必要と認めるときは、左欄及び前2号の規定による枚数に加え、市長が必要と認める枚数を交付するものとする。

○大分市一般廃棄物処理手数料(指定収集袋)減免に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成5年大分市条例第24号。以下「条例」という。)第26条の規定に基づき行う一般廃棄物処理手数料(条例別表第2に規定する一般廃棄物処理手数料に限る。以下「手数料」という。)の減免に関する手続について、条例及び大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則(平成6年大分市規則第18号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(減免対象者)

第2条 手数料の減免を受けることができる者(以下「減免対象者」という。)は、市内に居住する者であつて、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助を受けている者で在宅のもの
- (2) 大分市家族介護用品支給事業実施要綱(平成14年4月1日施行)による紙おむつ等の支給を受けている者で在宅のもの
- (3) 大分市おむつ等介護用品購入費助成事業実施要綱(平成15年6月1日施行)による紙おむつ等の購入費の助成を受けている者で在宅のもの
- (4) 大分市重度障害者等日常生活用具購入費支給事業実施要綱(平成18年10月1日施行)による紙おむつ等の購入費の支給を受けている者で在宅のもの
- (5) 3歳未満の乳幼児を養育する者
- (6) 3歳未満の障害児(在宅の者に限る。)で、常時紙おむつ等を使用するものを養育する者
- (7) その他市長が特に必要と認める者

(指定収集袋の交付)

第3条 市長は、次に掲げる者に対し、減免を決定し、指定収集袋を交付する。

- (1) 前条第1号から第5号までの減免対象者に該当すると認めた者
- (2) 前条第6号及び第7号の減免対象者で第5条の申請をしたものうち適当と認めた者

(交付の枚数等)

第4条 交付する指定収集袋の種類及び枚数は、別表第1に定めるとおりとする。(第2条第6号の減免対象者を除く。)
2 第2条第6号の減免対象者に対して交付する指定収集袋の種類は、条例別表第2に規定する小袋(減免対象者から申出があった場合は、同表に規定する特小袋又はミニ袋)とし、次条第1項の規定による申請をした日の属する月から起算して乳幼児が満3歳に達する日までの月数(36月を上限とする。)に応じ、別表第2に定める枚数(当該枚数が50枚を超えるときは、50枚)を交付する。
3 年度の途中で第2条各号(同条第6号及び第7号を除く。)の減免対象者に該当することとなった者に対する指定収集袋の交付は、第1項の規定にかかわらず、第2条第1号から第4号までの減免対象者にあってはその該当することとなった日の属する月に応じ別表第3に定める枚数を、同条第5号の減免対象者にあってはその該当することとなった日の属する月から起算して乳幼児が満3歳に達する日の属する月までの月数(36月を上限とする。)に応じ別表第2に定める枚数を交付する。
4 第2条各号に掲げる要件の複数に該当する減免対象者については、当該各号に掲げる減免対象者に対して交付する指定収集袋の枚数を合計した枚数を交付するものとする。ただし、第2条第2号の減免対象者に該当し、かつ、同条第3号の減免対象者に該当する者にあっては、重複して交付しないものとする。

(減免の申請)

第5条 手数料の減免を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大分市一般廃棄物処理手数料減免申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。
2 前項の規定にかかわらず、第2条第1号から第5号までの減免対象者に係る手数料の減免については、前項の申請を要しない。

(交付の方法)

第6条 第2条第1号から第4号までの減免対象者に対する指定収集袋の交付は、毎年度11月1日時点において当該各号の減免対象者(同条第1号の減免対象者に対する指定収集袋の交付にあっては、その者の属する世帯)に対し別表第1に定める枚数を毎年度交付するものとする。
2 第2条第5号の減免対象者に対する指定収集袋の交付は、別表第1に定める枚数を乳児の出生時に交付するものとする。
3 第2条第6号の減免対象者に対する指定収集袋の交付は、別表第2に定める枚数をその都度交付するものとする。
4 第4条第3項に規定する者に対する指定収集袋の交付は、別表第2又は別表第3に定める枚数をその都度交付するものとする。

(遵守事項)

第7条 手数料の減免を受けた者(以下「被減免者」)は、有償又は無償を問わず、いかなる理由であっても交付された指定収集袋を他人に譲り渡してはならない。

2 被減免者は、交付を受けた指定収集袋を必要としなくなったときは、速やかに当該指定収集袋を市長に返還しなければならない。

(減免の取消し等)

第8条 市長は、被減免者が次の各号のいずれかに該当するときは、その減免を取り消し、交付した指定収集袋を返還させ、又は交付した指定収集袋に相当する手数料の額を徴収することができる。

- (1) 前条に規定する遵守事項に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により指定収集袋の交付を受けたとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、手数料の減免に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年11月1日における指定収集袋の交付の取扱い)

2 この要綱の施行の日から平成26年10月31日までの間に第5条の規定による申請があった場合は、同年11月1日に申請があつたものとみなし、指定収集袋の交付を行う。

3 平成26年11月1日時点において第2条第5号の減免対象者に対する指定収集袋の交付は、第4条第1項及び第3項並びに第6条第2項及び第4項の規定にかかわらず、同日から起算して乳幼児が満2歳に達する日までの残月数に応じ、別表第2に定める枚数を交付する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年9月18日から施行する。ただし、第4条第3項の改正規定及び附則第3項の規定は、平成28年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の要綱(第4条第3項の規定を除く。)は、平成27年9月18日以後に交付する指定収集袋の枚数及び交付の方法について適用し、同日前に交付する指定収集袋の枚数及び交付の方法は、なお従前の例による。

3 この要綱による改正後の要綱第4条第3項の規定は、平成28年2月1日以後に交付する指定収集袋の枚数について適用し、同日前に交付する指定収集袋の枚数は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年1月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市一般廃棄物処理手数料(指定収集袋)減免に関する取扱要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定はこの要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出生した乳幼児を養育する者及び施行日以後の申請に係る改正後の要綱第2条第6号に掲げる者に対する手数料の減免について適用し、施行日前に出生した乳幼児を養育する者及び施行日前の申請に係る改正前の大分市一般廃棄物処理手数料(指定収集袋)減免に関する取扱要綱第2条第6号に掲げる者に対する手数料の減免については、なお従前の例による。

3 市長は、施行日前において3歳未満の乳幼児を養育する者に対して、施行日の属する月から起算して乳幼児が満3歳に達する日の属する月までの月数(36月を上限とする。)に応じ、改正後の要綱別表第2に定める枚数(当該枚数が50枚を超えるときは、50枚)の指定収集袋(条例別表第2に規定する小袋(減免対象者から申出があつた場合は、同表に規定する特小袋又はミニ袋)とする。)を交付する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別記様式は、この要綱の施行の日以後の一般廃棄物処理手数料(大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成5年大分市条例第24号)別表第2に規定する一般廃棄物処理手数料に限る。以下「手数料」という。)の減免の申請について適用し、同日前の手数料の減免の申請については、なお従前の例による。

別表第1(第4条、第6条関係)

減免対象者の区分		指定収集袋の種類	指定収集袋の交付枚数
第2条第1号	世帯構成員の数が2人以下	条例別表第2に規定する小袋	1世帯 1年につき 60枚
	世帯構成員の数が3人以上	条例別表第2に規定する中袋	
第2条第2号		条例別表第2に規定する小袋	1人 1年につき 100枚
第2条第3号			乳幼児1人につき 250枚
第2条第4号		市長が必要と認める種類	
第2条第5号			市長が必要と認める枚数
第2条第7号			

備考 交付する指定収集袋の種類については、減免対象者からの申出に応じて、変更(容量が小さいものへの変更に限る。)することができる。

別表第2(第4条、第6条関係)

月数に応じた指定収集袋の交付枚数						
36月	35月	34月	33月	32月	31月	
250枚	250枚	240枚	230枚	220枚	210枚	
30月	29月	28月	27月	26月	25月	
200枚	200枚	190枚	180枚	170枚	160枚	
24月	23月	22月	21月	20月	19月	
150枚	150枚	140枚	130枚	120枚	110枚	
18月	17月	16月	15月	14月	13月	
100枚	100枚	90枚	80枚	70枚	60枚	
12月	11月	10月	9月	8月	7月	
50枚	50枚	50枚	40枚	40枚	30枚	
6月	5月	4月	3月	2月	1月	
30枚	30枚	20枚	20枚	10枚	10枚	

別表第3(第4条、第6条関係)

減免対象者の区分	第2条各号該当月に応じた指定収集袋の交付枚数											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第2条第1号	40枚	30枚	30枚	20枚	20枚	10枚	10枚	60枚	60枚	50枚	50枚	40枚
第2条第2号から第4号まで	60枚	50枚	50枚	40枚	30枚	20枚	10枚	100枚	100枚	90枚	80枚	70枚

○大分市一般廃棄物処理手数料(指定収集袋)減免に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大分市一般廃棄物処理手数料(指定収集袋)減免に関する取扱要綱(平成26年4月1日施行。以下「要綱」という。)第9条の規定に基づき、要綱に定めるもののほか、一般廃棄物処理手数料の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(要綱第5条第2項の例外)

第2条 要綱第5条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる減免対象者は、要綱第5条第1項の申請をしなければならない。

- (1) 要綱第2条第1号の減免対象者のうち、本市以外の実施機関から生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助を受けている者
- (2) 要綱第2条第5号の減免対象者のうち、配偶者からの暴力を理由に避難している者
- (3) 要綱第2条第5号の減免対象者のうち、本市の住民基本台帳に記録されていない者

(要綱第2条第6号の減免対象者)

第3条 要綱第2条第6号の減免対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者に限る。)で、常時紙おむつ及びストーマ用装具(以下「紙おむつ等」という。)を使用する在宅のもの
- (2) 大分県療育手帳制度要綱(昭和48年12月3日施行)第5条第2項の規定により療育手帳(障害の程度の区分がA1又はA2である者に限る。)の交付を受けた者、その他当該者に準ずる者として市長が認める者で、常時紙おむつ等を使用する在宅のもの

(要綱第2条第7号の減免対象者)

第4条 要綱第2条第7号に規定する市長が特に必要と認める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 医師から常時紙おむつを使用する必要があると診断された者で在宅のもの
- (2) 常時ストーマ用装具を使用する者で在宅のもの
- (3) 常時腹膜透析を実施する者で在宅のもの

(申請書に添付する書類)

第5条 要綱第5条第1項に規定する大分市一般廃棄物処理手数料減免申請書に添付する書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 第2条第1号に規定する者 診療依頼証の写しその他の生活扶助を受けていることが確認できる書類
- (2) 第2条第2号に規定する者 配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条の規定による保護命令が出されていることが確認できる書類、又は、婦人相談所が発行する配偶者からの暴力の被害者であることを証明する書類及び乳幼児の生年月日が確認できる書類
- (3) 第2条第3号に規定する者 母子健康手帳の写し
- (4) 第3条第1号に規定する者 身体障害者手帳の写し
- (5) 第3条第2号に規定する者 療養手帳の写し
- (6) 第4条第1号に規定する者 本人であることを確認できる書類及び紙おむつの使用が確認できる書類
- (7) 第4条第2号に規定する者 本人であることを確認できる書類及び診療明細その他のストーマ用装具の使用が確認できる書類
- (8) 第4条第3号に規定する者 本人であることを確認できる書類及び診療明細その他の腹膜透析治療に必要な在宅医療用具の使用が確認できる書類

2 前項第6号に規定する紙おむつの使用が確認できる書類は、医師の診断書又は意見書とし、その添付は、初回の申請時のみ必要であり、次年度以後の申請時にあっては、身体障害者手帳その他継続して紙おむつの使用が確認できる書類の提出があった場合は、その添付を要しない。

(交付の枚数等)

第6条 第4条第1号から第3号までの減免対象者に対して交付する指定収集袋の種類は、大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成5年大分市条例第24号。以下「条例」という。)別表第2に規定する小袋(減免対象者から申出があった場合は、同表に規定する特小袋又はミニ袋)とし、その枚数は、要綱第5条第1項の規定による申請(以下「申請」という。)をした日の属する月に応じ、別表に定める枚数とする。

2 第2条第3号の減免対象者に対して交付する指定収集袋の枚数は、要綱第4条の規定にかかわらず、当該減免対象者の指定収集袋を必要とする状況に応じて、市長が必要と認める枚数を交付する。

(交付の方法等)

- 第7条 減免対象者が何らかの事情により指定収集袋の受領をできなかった場合に、当該指定収集袋を初めて郵送した日の属する月の翌月の末日までに受領しなかったときは、指定収集袋を交付しない。ただし、指定収集袋を受領できなかつたことに理由があると認められる場合は、この限りでない。**
- 2 前項の規定にかかわらず、指定収集袋を初めて郵送した日の属する月の翌月の末日以後において、当該日以後、初めて到達する10月31日までに、指定収集袋を受領しなかつた減免対象者より交付の依頼の申出があつた場合は、当該申出のあつた日の属する月に応じ、別表及び要綱別表第1から別表第3までに規定する枚数を交付する。
 - 3 第2条各号に掲げる要件の複数に該当する減免対象者並びに第2条各号に掲げる要件のいずれか及び要綱第2条に掲げる要件のいずれかに該当する減免対象者については、重複して交付しないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
 - 4 要綱第2条第1号の減免対象者(世帯構成員の数が2人以下の世帯に限る。)のうち、年度の途中で世帯構成員の数が3人以上となつた世帯に対しては、3人以上となつた日の属する月に応じ、別表に定める枚数の条例別表第2に規定する特小袋を交付するものとする。
 - 5 要綱第2条第4号に規定する支給を受けている者とは、毎年度11月1日時点において、当該年度の前年度の11月1日以後に紙おむつ等の購入費の支給を受けている者をいう。

附 則
(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年8月1日から施行する。
(毎年度11月1日における指定収集袋の交付の取扱い)
- 2 申請により指定収集袋の交付を受けている者が、毎年度10月31日までの間に申請をした場合は、同年度の11月1日に申請があつたものとみなし、指定収集袋の交付を行う。

附 則
この要領は、平成27年9月18日から施行する。
附 則
この要領は、平成29年1月31日から施行する。
附 則
この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第5条、第6条関係)

減免対象者の区分	指定収集袋の交付枚数											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第7条第4項に該当する減免対象者	40枚	30枚	30枚	20枚	20枚	10枚	10枚	60枚	60枚	50枚	50枚	40枚
第4条第1号から第3号まで	60枚	50枚	50枚	40枚	30枚	20枚	10枚	100枚	100枚	90枚	80枚	70枚

○大分市指定収集袋取扱所の指定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成5年大分市条例第24号)第19条の2に規定する指定収集袋(以下「指定収集袋」という。)の販売に係る事務を委託する取扱所(以下「取扱所」という。)の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の基準)

第2条 取扱所の指定を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 小売業を営むための店舗を有し、かつ、引き続き1年以上継続して当該店舗において小売業を営む見込みがあると認められる者(第3条の申請を行う日前1年以内に第5条の規定により廃止の届出をし、又は第6条の規定により指定の取消しを受けた者を除く。)又は自治会、町内会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づき形成された団体(以下「自治会等」という。)の長であること。
- (2) 市長が別に定める指定収集袋の販売に係る事務を行うことができること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 役員等(個人にあってはその者、法人にあってはその役員又は店舗の代表者をいう。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(指定の申請)

第3条 取扱所の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大分市指定収集袋取扱所指定申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。この場合において、複数の店舗を有する申請者が当該複数の店舗について取扱所の指定を受けようとする場合にあっては、当該申請書に取扱所となる店舗に係る一覧表を添付しなければならない。

(取扱所の指定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、取扱所の指定をすることを決定したときは、大分市指定収集袋取扱所指定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、指定収集袋の販売に係る公金の徴収に係り、前項の規定による指定を受けた者と大分市財務規則(昭和40年大分市規則第4号)第47条に規定する公金収入事務委託契約(以下「委託契約」という。)を締結するものとする。

3 第1項の指定の期間は、当該指定をした日の属する年度の末日までとする。

(取扱所の変更又は廃止の届出)

第5条 第4条第1項の規定による指定を受けた者は、第3条の規定による申請の内容に変更が生じたときは申請事項変更届(様式第3号)により、取扱所における指定収集袋の販売業務を廃止しようとするときは業務廃止届(様式第4号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により業務廃止届の提出を受けたときは、委託契約を解除するものとする。

(取扱所の指定の取消し)

第6条 市長は、取扱所が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による指定を取り消すことができる。

- (1) 第2条各号に掲げる指定の基準に該当しなくなったと認められるとき。
- (2) 指定収集袋を専ら自らの使用に供していると認められるとき。
- (3) この要綱に違反し、又は市長の指示に従わなかつたとき。
- (4) 過去1年以内に指定収集袋の販売の実績がなく、かつ、将来にわたって当該指定収集袋を販売する見込みがないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により第4条第1項の規定による指定を取り消したときは、委託契約を解除するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、取扱所の指定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年 5月 9日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年 3月 2日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際改正前の大分市指定収集袋取扱所の指定に関する要綱様式第1号の規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

○大分市ごみステーション設置等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみステーションの整備を促進することにより、市民の環境美化意識及びごみ分別意識の高揚を図り、もってごみ減量及びリサイクルの推進を図るため、ごみステーションの設置等を行う自治会に対し交付する大分市ごみステーション設置等補助金(以下「補助金」という。)に関し、大分市補助金等交付規則(昭和49年大分市規則第56号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみステーション 大分市ごみステーションの設置及び管理に関する要綱(平成30年4月1日施行。以下「ステーション設置要綱」という。)第2条第2号に規定するごみステーションをいう。
- (2) 設置 ごみステーションとして構造物(既製の箱型のもの及び折りたたみができるものを含む。)を新たに設けること又はコンクリート床等が既に設置されたものに、ごみの飛散を防ぐため四方及び上部を囲む網等の施設を新たに設けることをいう。
- (3) 改修等 既に設置されたごみステーションの改修(前号の設置に該当するものを除く。)及び修理をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、ごみステーションの管理を行う自治会とする。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、自治会が行う設置、改修等であつて次に掲げる要件の全てを満たすもの及び被せネット又はシートの購入とする。

- (1) ごみステーションの設置について、その設置する土地の所有者の同意を得ていること。
 - (2) ステーション設置要綱第3条に規定するごみステーションの設置基準を満たしていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、市の補助(この要綱によるものを除く。)を受けて実施する事業は、補助対象事業としない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第7条第1項の申請をする日前1年以内に大分市ごみステーション用被せネット等支給事業実施要綱(平成27年 5月11日施行)による支給又はこの要綱による補助を受けて被せネット又はシートを設置したごみステーションに係る当該被せネット又はシートの購入は、補助の対象としない。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助率、箇所ごとの補助限度額及び申請条件は、別表のとおりとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、設置若しくは改修等を行うごみステーション1箇所又は購入する被せネット若しくはシート1枚につき、補助対象経費に補助率を乗じて得た額(その額に100円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額)とし、補助限度額を限度とする。

- 2 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする自治会(以下「申請者」という。)は、補助対象事業を実施する前に、大分市ごみステーション設置等補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図、平面図及び立面図
- (2) 事業着手前の写真
- (3) 補助対象事業(被せネット又はシートの購入を除く。)に係る見積書の写し
- (4) 事業収支予算書(様式第2号)
- (5) 箇所別明細書
- (6) 土地所有者の同意書(設置の場合に限る。)

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、大分市ごみステーション設置等補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

(変更の申請等)

- 第9条** 前条の規定による通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、大分市ごみステーション設置等補助金事業計画(変更・中止)申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (1) 補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)に関する予算を変更しようとするとき。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當であると認めたときは、大分市ごみステーション設置等補助金事業計画(変更・中止)交付決定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。
- 3 補助事業者は、補助事業が補助金の交付決定があった年度の末日までに完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

- 第10条** 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、大分市ごみステーション設置等補助金事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 事業収支決算書(様式第7号)
 - (2) 領収書の写し
 - (3) 補助事業の完成写真

(補助金の額の確定)

- 第11条** 市長は、前条の規定により事業実績報告書を受理したときは、補助事業の完了を確認し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大分市ごみステーション設置等補助金交付確定通知書(様式第8号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第12条** 市長は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付するものとする。
- 2 前項の規定にかかるわらず、市長が補助金の交付の目的を達成するため、補助事業の完了前に交付することが適切であると認めるときは、補助金の全部又は一部を事前に概算で交付することができる。この場合において、市長は、大分市ごみステーション設置等補助金概算交付通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

- 第13条** 第11条の規定により補助金の額の確定を受けた補助事業者(次項に規定する補助事業者を除く。)は、補助金を請求しようとするときは、大分市ごみステーション設置等補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前条第2項の規定により、補助金の概算の交付を受けようとする補助事業者は、大分市ごみステーション設置等補助金概算交付請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

- 第14条** 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取り消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) 法令又はこの要綱若しくは市長の指示に違反したとき。
 - (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(関係書類の整備)

- 第15条** 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を常に整備しておかなければならない。

(ごみステーション等の管理)

- 第16条** 補助金の交付を受けて設置又は改修等を行ったごみステーション及び購入した被せネット又はシートは、補助事業者が管理するものとする。

(調査等)

- 第17条** 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に報告させ、又は帳簿書類その他の物件を調査することができる。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年10月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市ごみステーション設置等補助金交付要綱(以下「改正後要綱」という。)第7条第3号の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 改正後要綱別表の規定は、平成26年度以後に実施する事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成27年5月11日から施行し、改正後の大分市ごみステーション設置等補助金交付要綱の規定は、平成27年度以後に実施する事業について適用する。

附 則

(附則期日)

- 1 この要綱は、平成28年7月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市ごみステーション設置等補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市ごみステーション設置等補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、従前の例による。

別表(第5条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助率	箇所ごとの補助限度額	申請条件
ごみステーションの設置	購入費及び工事費	2/3 (大分市域内過疎対策事業基本要綱(平成14年4月1日施行)第2条各号に掲げる地域(以下「過疎地域」という。)におけるごみステーションの設置にあっては、4/5)	120,000 円	年間に申請できるごみステーションの設置及び改修等の総件数は、申請時において自治会の管理するごみステーション数の1/2以内の数とし、1/2が1に満たない場合は1とする。
ごみステーションの改修等	改修費及び修理費	2/3 (過疎地域におけるごみステーションの回収等にあっては、4/5)	50,000 円	
被せネット又はシートの購入	購入費	10/10	3,500 円	年間に申請できる被せネット及びシートの数は、申請時において自治会の管理するごみステーションの数の1/3以内の数とし、1/3が1に満たない場合は1とする。

備考

既に補助金の交付を受けたごみステーションについて、再度、設置又は改修等を行う場合は、補助金を受けた日の属する年度から起算して、設置に係る補助を受けた場合にあっては10年、改修等に係る補助を受けた場合にあっては5年を経過しなければ、申請することができない。ただし、災害その他のやむを得ない事情により、設置又は改修等の必要があると市長が認めた場合は、この限りでない。

○大分市指定収集袋広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大分市広告料収入事業実施要綱(平成17年4月1日施行。以下「要綱」という。)の規定に基づき、大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に定める市長が指定する収集袋(以下「指定収集袋」という。)に対する広告の掲載(以下「広告掲載」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 指定収集袋に掲載する広告物は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 大分市広告料収入事業広告掲載基準(平成17年4月1日施行)
- (2) 別表に定める大分市指定収集袋広告掲載基準

(広告掲載に係る指定収集袋)

第3条 広告掲載を行う指定収集袋の種類・枚数及び広告位置等は、指定収集袋の用途を妨げない限度において、市長が仕様書において指定するものとする。

(広告取扱事業者による広告の募集等)

第4条 市長は、契約に基づき、事業者(要綱第4条2項に規定する「広告主」及び「広告取扱者」を含む。)に指定収集袋への広告枠の掲載に係る、広告主の募集及び選定、広告原稿の作成及び提出等(以下「広告の募集等」という。)の取扱いを行わせることができる。

2 前項の規定により広告の募集等の取扱いを行う者(以下「広告取扱事業者」という。)の選定は、入札により行うものとする。

(広告掲載料)

第5条 広告取扱事業者は、契約の締結後において広告掲載料を市長の指定する期日までに一括で納付するものとする。

2 広告取扱事業者は、広告の掲載について、広告の掲載を行う広告主から広告掲載料の支払いを受けることができる。

(広告原稿の提出及び経費負担)

第6条 広告取扱事業者は、市長の指定する期日までに広告の原稿を提出するものとする。

2 広告の原稿作成に係る費用は、広告取扱事業者が負担する。

(広告掲載の承諾)

第7条 市長は、広告取扱事業者より広告の原稿の提出を受けたときは、速やかに広告掲載に係る承諾の可否を決定し、その結果を広告取扱事業者に通知するものとする。

2 市長は、広告取扱事業者に承諾の可否を判断するため必要な資料の提出を求めることができる。

3 市長は、広告物の内容、デザイン等(以下「広告物の内容等」という。)が第2条各号に掲げる基準に抵触し、又はその恐れがあると認めるときは、広告取扱事業者に対し広告物の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の承諾取消し及び契約解除)

第8条 市長は、広告取扱事業者が次の事項に該当する場合は、広告掲載の承諾を取り消し、又は広告の掲載に係る契約を解除することができる。この場合において、既に納付した広告掲載料は還付せず、広告取扱事業者に生じた損害は補償しない。

- (1) 第5条第1項で指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 第6条第1項で指定する期日までに広告の原稿の提出がないとき。
- (3) 第7条第3項の規定による広告物の内容等の変更を広告取扱事業者が行わないとき。
- (4) その他、広告取扱事業者が要綱、要領、広告の掲載に係る契約に違反したとき。

(広告掲載料の還付)

第9条 既に納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告取扱事業者の責めに帰すことができない事由により、広告の掲載を中止し、又は広告の掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。

(広告物の回収)

第10条 広告取扱事業者の責めに帰すべき事由により、掲載した広告が第2条各号に掲げる基準に適合しない等の事由が生じ、当該広告の掲載された指定収集袋を大分市が交付することが著しく公益に反する場合は、広告取扱事業者は、製造後であれば再度指定収集袋の製造等に伴う費用を負担し、自己の責任により指定収集袋を回収しなければならない。

2 前項に該当する指定収集袋が既に個人に交付されている等、回収が著しく困難な場合は、広告取扱事業者は市長の承諾を得て、回収しないことができる。

(広告取扱事業者の義務等)

第11条 広告取扱事業者は、広告が次に掲げる要件を満たしていることを確認しなければならない。

(1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。

(2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。

(3) 広告に関する財産権について、その権利処理が完了していること。

(4) 広告の内容等が承諾等又は当該承諾等に係る指示若しくは条件に適合したものであること。

2 広告取扱事業者は、前項各号に掲げる事項に対し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

3 広告取扱事業者は、広告の募集等に関し、市長より報告又は資料の提出を求められた場合は、これに応じなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年11月2日から施行し、同日以後に公告する入札について適用する。

(別表)

大分市指定収集袋広告掲載基準

(趣旨)

1 この基準は、第2条第1項第2号に規定する基準を定めるものである。

(募集基準)

2 広告主は、次に掲げる要件を満たしていかなければならない。

(1) 市税の滞納をしていないこと。

(2) 役員等(個人にあってはその者、法人にあってはその役員又は店舗の代表者をいう。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(3) 大分市内に本店又は支店等がある者。

(4) 大分市指定収集袋作製等業務委託を受託していない者。

(5) 大分市一般廃棄物処理手数料徴収業務委託を受託していない者。

(掲載基準)

3 次に掲げる内容の広告は掲載しない。

(1) 指定収集袋取扱店に関する広告。

(2) 指定収集袋を利用した割引、景品及びクーポン券又はそれらに類似するもの。

(3) 販売期間などを明示する広告。

(4) その他、指定収集袋に掲出することが適当でないと判断されるもの。

(その他)

4 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

○大分市放置自動車事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大分市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成12年大分市条例第30号。以下「条例」という。)及び大分市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則(平成12年大分市規則第80号。以下「規則」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(通報及び依頼の受付)

- 第2条** 公共の場所における調査対象自動車に関する通報(市の職員が発見した場合を含む。)及び調査の依頼は、公共の場所の管理担当課で受け付けるものとする。
- 2 公共の場所以外の公共の用に供する場所における調査対象自動車に関する通報は、当該場所を設置し、又は管理している機関と関係する担当課で受け付けた後、関係機関に通報するものとする。
 - 3 前項の規定による通報の後、関係機関からの調査の依頼があったときは、関係する担当課で受け付けるものとする。
 - 4 民有地における調査対象自動車に関する通報及び調査の依頼は、ごみ減量推進課で受け付けるものとする。

(受付整理簿)

第3条 ごみ減量推進課長又は公共の場所を管理する担当課長(以下「管理者」という。)は、前条各項に規定する通報及び調査の依頼を受けたときは、調査対象自動車受付整理簿(第1号様式)に所定の事項を記載するものとする。

(現場調査等)

- 第4条** 調査対象自動車の現場調査は、ごみ減量推進課の職員又は公共の場所を管理する担当課の職員(以下「職員」という。)が行う。
- 2 職員は、前項の調査を行ったときは、現場地図及び写真を添付した規則第5条第1項の大分市調査対象自動車調査書を作成するとともに、お願いの文書(第2号様式)を当該自動車にはり付けなければならない。
 - 3 管理者は、前項の規定による措置をとった日から10日を経過したときは、当該調査対象自動車を放置自動車とみなし、規則第5条第2項の大分市放置自動車警告書をはり付けなければならない。

(関係機関への照会)

- 第5条** 管理者は、放置自動車のうち自動車登録番号若しくは車両番号又は車台番号が判明したものについて、陸運支局長に対しては、放置自動車の所有者等の調査について(第3号様式)により、軽自動車検査協会の各都道府県事務所長等に対しては、軽自動車検査協会の各都道府県事務所長等が別に指定する様式により、当該放置自動車の所有者等について照会するものとする。
- 2 管理者は、当該放置自動車が存する場所を所轄する警察署長(以下「所轄警察署長」という。)に対して、放置自動車の調査について(第4号様式)により、必要な事項について照会するものとする。
 - 3 管理者は、前2項の照会により知り得た情報については、責任を持って適切に管理しなければならない。

(撤去勧告)

- 第6条** 管理者は、前条第1項又は第2項の規定による照会の結果、所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、条例第12条の規定による撤去勧告の手続を行うことができる。
- 2 管理者は、条例第12条の規定による撤去勧告を行おうとするときは、あらかじめ、撤去勧告事前通知書(第5号様式)により所轄警察署長に通知しなければならない。

(撤去命令)

- 第7条** 管理者は、所有者等が条例第12条の規定による勧告に応じないときは、当該所有者等に対し、条例第13条の規定による撤去命令の手続を行うことができる。
- 2 管理者は、条例第13条の規定による撤去命令を行おうとするときは、あらかじめ、撤去命令事前通知書(第6号様式)により所轄警察署長に通知しなければならない。

(弁明の機会の付与)

- 第8条** 管理者は、条例第13条の規定による撤去命令を行う前に、相当な期間をおいて、所有者等に大分市行政手続条例(平成8年大分市条例第9号)第28条の規定により弁明の機会の付与通知書(第7号様式)を送付しなければならない。

(放置自動車の移動等)

- 第9条** 管理者は、条例第14条第1項又は条例第17条第2項の規定に基づき放置自動車を移動、保管した場合は、放置されていた場所に(第8号様式)により、移動、保管した旨を表示しなければならない。

(廃物認定手続)

第10条 管理者は、第5条の照会の結果、所有者等不明の場合又は連絡先不明の場合は、速やかに廃物認定の手続を行うものとする。

(廃物認定告示)

第11条 管理者は、当該放置自動車を廃物判定基準により廃物として認定しようとするとき又は当該放置自動車が大分市放置自動車廃物判定委員会(以下「委員会」という。)から廃物としての判定を受けたときは、速やかに条例第15条第3項の規定により、放置自動車廃物認定の告示を(第9号様式)により行わなければならない。

2 管理者は、条例第15条第3項の規定による告示を行う日の前日までに、当該放置自動車に、処分等を行う旨のお知らせの文書(第10号様式)をはり付けなければならない。

(廃物認定等)

第12条 管理者は、規則第10条第1項に規定する期間内に所有者等から申出がなかった場合は、当該放置自動車を廃物として認定するものとする。

(廃物認定外の告示)

第13条 管理者は、当該放置自動車を委員会が廃物と判定しなかった場合は、引取りを促すため、条例第17条第1項の規定により、放置自動車廃物認定外の告示を(第11号様式)により行わなければならない。

(処分等)

第14条 管理者は、放置自動車を廃物として認定したときは、当該放置自動車の処分等を行うものとする。

2 管理者は、放置自動車廃物認定外の告示を行った日から起算して6月を経過したときは、当該放置自動車を不要物として処分等を行うものとする。

3 管理者は、前2項の放置自動車を解体業者に処分させたときは、当該解体業者に対し、速やかに放置自動車処分報告書(第12号様式)の提出を求めるものとする。

(費用の請求)

第15条 管理者は、放置自動車の移動、保管又は処分等を行った後に、所有者等が判明したときは、条例第20条第1項又は第2項の規定により、当該所有者等に対し、当該移動等に要した費用を請求するものとする。

(処分等の依頼)

第16条 管理者は、公共の場所以外の場所の土地所有者等(市を除く。)から放置自動車の処分等の依頼があった場合は、条例第21条及び規則第15条の規定に基づき処分等を行うものとする。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成12年9月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月30日から施行する。

○大分市事業系ごみに係る一般廃棄物処分業許可事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成5年大分市条例第24号)及び大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則(平成6年大分市規則第13号。以下「規則」という。)に基づく一般廃棄物処分業(事業系ごみに係るものに限る。以下「処分業」という。)の許可申請等の事務取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「事業系ごみ」とは、一般廃棄物の事業の範囲として規則第15条第1項第3号に規定する事業系ごみであって、会社等の事業所(以下「事業所」という。)からその事業活動に伴って排出され、かつ、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 紙くず
- (2) 木くず
- (3) 繊維くず
- (4) 動植物性残さ
- (5) 草
- (6) 機密文書
- (7) 廃タイヤ

2 この要綱において「一般廃棄物処理施設」とは、事業系ごみを処理する施設をいう。

(許可の範囲)

第3条 一般廃棄物処分業の許可を受けなければならない者は、事業系ごみの処理を事業所から委託され、それを受け業として処理する者とする。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2 一般廃棄物処分業の許可の区域は、本市全域とする。

(許可の基準)

第4条 規則第14条第3項に規定する市長が特に必要と認める事項とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 処分を業として行おうとする事業系ごみの種類に応じ、当該事業系ごみの処分に適する一般廃棄物処理施設を有すること。
- (2) 保管施設を有する場合には、搬入された事業系ごみが飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講じた施設であること。

(許可の申請)

第5条 規則第12条第1項第16号に規定する市長が必要と認める書類とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 申請者が保管施設を有する場合 保管施設に関する調書(様式第1号)
- (2) 申請者が動植物性残さを取り扱う場合 排出事業者、収集運搬業者及び再資源化品使用者との契約が確認できるもの並びに大分市一般廃棄物(事業系ごみ)収集運搬業の許可証の写し又は食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)第19条第1項に規定する認定を受けたことが確認できるもの
- (3) 申請者(個人に限る。)が屋号を使用する場合 屋号併記願い書(様式第2号)

(審査及び検査)

第6条 市長は、規則第12条第1項の規定による許可の申請があつた場合は、書類審査のほか、次に掲げる事項について実地に検査するものとする。ただし、一般廃棄物処分業の許可の更新に当たっては、その全部又は一部を省略することができる。

- (1) 処分を業として行おうとする事業系ごみの種類に応じ、当該事業系ごみの処分に適する一般廃棄物処理施設を有していること。
- (2) 保管施設の状況に関する事項(保管施設を有している場合に限る。)。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(保管の基準)

第7条 一般廃棄物処分業の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)は、事業系ごみの保管に当たっては、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 保管施設以外では、保管を行わないこと。
- (2) 周囲に囲い(保管する事業系ごみの荷重が直接当該囲いに係る構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。

- (3) 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に事業系ごみの保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。
- (4) 保管施設から事業系ごみが飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう、次に掲げる措置を講ずること。
 - イ 事業系ごみの保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合においては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の素材で覆うこと。
 - ロ 屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた一般廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。
- (5) 保管施設には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (6) 保管は、産業廃棄物と区分し、事業系ごみの種類ごとに行うこと。

(変更の届出)

第8条 市長は、許可業者に対し、事業系ごみの種類、一般廃棄物処理施設又は保管の変更があったときは、当該変更の日から10日以内に規則第19条第1項に規定する許可申請事項変更届を市長に提出するよう求めるものとする。

(許可証の書換え)

第9条 許可業者は、許可証に記載されている事項(以下「記載事項」という。)に変更が生じたときは、許可証の書換えを申請することができる。

2 前項の申請を行った者は、記載事項を変更した許可証の交付を受ける際従前の許可証を返還しなければならない。

(実績報告)

第10条 許可業者は、毎年2月末日までに前年の業務の実績を一般廃棄物(事業系ごみ)処分業実績報告書(様式第3号)により市長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後の一般廃棄物処分業の許可又は許可の更新について適用する。

○大分市高齢者等世帯に対するごみ出し支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日常生活に伴い家庭から排出されるごみ等を、自ら所定のごみステーションまで搬出することが困難な高齢者、障がい者等の世帯(以下「高齢者等世帯」という。)に対し、ごみ等の排出に係る負担の軽減を図るために実施する高齢者等世帯に対するごみ出し支援事業(以下「ごみ出し支援事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 65歳以上の者であって、介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定を受け、同法第8条第2項に規定する訪問介護における生活援助を利用している者をいう。
- (2) 障がい者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受け、同法第5条第2項に規定する居宅介護又は同条第3項に規定する重度訪問介護を利用している者をいう。

(ごみ出し支援事業の実施)

第3条 市長は、事業を適切に実施することができると市長が認める者にごみ出し支援事業の全部又は一部を委託することができる。

(対象世帯等)

第4条 ごみ出し支援事業は、世帯全員が次の各号のいずれかに該当し、自ら所定のごみステーションまでごみ等を搬出することが困難であり、かつ、親族、近隣在住者等の協力を得ることが困難である世帯を対象とする。

- (1) 高齢者
 - (2) 障がい者
 - (3) 前2号に掲げる者に準ずる者として、市長が特に必要と認める者
- 2 ごみ出し支援事業の対象となるごみ等は、家庭から排出されるごみ等のうち、大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成5年大分市条例第24号)別表第1備考1に規定する一時的多量の廃棄物を除いたものとする。

(利用の申請)

第5条 ごみ出し支援事業を利用しようとする世帯の代表者(以下「申請者」という。)は、大分市高齢者等世帯に対するごみ出し支援事業利用申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査するとともに、申請者及び当該申請者の属する世帯(以下「申請世帯」という。)の状況等を調査し、利用の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、利用の可否を決定したときは、申請者に対し、大分市高齢者等世帯に対するごみ出し支援事業実施可否決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(排出及び収集方法)

第7条 前条第1項の規定により、利用を認める決定を受けた申請世帯(以下「利用世帯」という。)のごみ等の排出及び収集の方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用世帯は、ごみ等を市長が定める分別方法に従い、市長の指定する日時に排出するものとする。
- (2) 利用世帯は、その住宅が戸建て住宅か集合住宅かを問わず、原則として玄関先にごみ等を排出するものとする。ただし、収集作業上困難な場合は、別途協議の上決定するものとする。
- (3) 利用世帯の住宅が集合住宅の場合は、利用世帯は、あらかじめ排出場所及び収集作業の実施について、集合住宅の管理者の承諾を得るものとする。

(変更等の届出)

第8条 利用世帯の世帯員が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該利用世帯の代表者は、速やかに大分市高齢者等世帯に対するごみ出し支援事業変更等届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 第4条第1項の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 第5条の規定により申請した事項に変更が生じたとき。
- (3) 入院、施設への入所その他の理由により、ごみ出し支援事業の利用を

一時停止するとき。

- (4) 一時停止していたごみ出し支援事業の利用を再開するとき。
- (5) ごみ出し支援事業の利用を辞退するとき。

(利用の決定の取消)

第9条 市長は、利用世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、ごみ出し支援事業の利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 第4条第1項の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 前条第5号の届出があったとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

(個人情報の保護)

第10条 第3条の規定により市長から委託を受けてごみ出し支援事業を実施する者は、ごみ出し支援事業の実施上知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。ごみ出し支援事業の終了後も同様とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月7日から施行する。